

令和5年度 第1回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和5年4月12日（水）**18:30 - 19:45**

会場：レインボーセンター 多目的ホール

1 開 会 **18:30 - 18:32**

2 会長あいさつ **18:32 - 18:35**

3 議 題 **18:35 - 19:40**

【協議事項】

・地域活性化の方向性について

・自主的審議事項について

4 その他 **19:40 - 19:45**

・次回地域協議会

 月 日（ ）午後6時30分～ レインボーセンター 多目的ホール

5 閉 会

「(仮称)直江津区の活性化に向けた意見交換会」の実施について(案)

1 目的

地域協議会が、地域において特に重視したいこと、大切にしたいことを「地域活性化の方向性」として作成するにあたり、地域住民や地域の活動団体から直江津区の魅力や特性をお聞きすることで、認識の共有を図ると共に検討の参考とする。また、新たな制度である「地域独自の予算」について地域住民へ周知を図る。

2 対象者

- ・地域住民、地域の活動団体
- ・地域協議会委員

3 開催日時

令和5年5月中旬から下旬 土日の午前 2時間程度

※事務局案：5月27日(土)または28日(日)午前10時～

4 会場

レインボーセンター 多目的ホール及び第二会議室

5 内容

- ・「地域活性化の方向性」についての意見交換(グループ討議)
- ・「地域独自の予算」の制度の周知

6 周知及び申込方法

- ・「地域協議会だより」の回覧(広報上越4月25日発行と一緒に)
- ・地域活動団体へ個別に案内送付(過去3年の地域活動支援事業採択団体)
- ・委員からも町内等へのお声がけを行う。
開催日一週間前までの事前申し込み(事務局へ電話、FAX、メール等)を基本とするが、当日参加も可能とする。
- ・報道機関に情報提供を行い、直江津に関心のある市民に広く呼び掛ける。



様式 (委員用)

令和 5年 3月22日

直江津区地域協議会自主的審議に係る提案書

直江津区地域協議会
会長 青山 恭造 様

提案者名 田中 実

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	地域の海浜の保全保護、地域の暮らしの活性化策
<p>内容</p> <p>※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 昨年末、住民より郷津海岸通りの不法投棄、水上バイク不法滑走、ドローン飛行等の相談を受けた。 2. 住民が数回市役所へ通報したが、担当部署の指導力不足があった。 3. 郷津海岸通りは、特にすさまじい状況下であり、生活ごみ、建築廃材、冷蔵庫、古タイヤの放置。 4. 実行性ある罰則付き市条例の制定が必要である。 5. 上越の海浜を訪問した観光客はまた訪問したいという状況でなく、地域住民の暮らしにも迷惑をかけ、子供も安心して遊べない。 6. 特に、郷津海岸通りがひどい。海水浴場とよべない。 7. 地域観光活性化のもっとも基本だと思う。海岸、砂浜、夕日は地域の宝で観光の基本である。

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。



北部まちづくりセンター

自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけでなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べるすることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱いたいと考えます。

1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に係る担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
 - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】

